

第 14 号議案

滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正について

滋賀県教育委員会事務専決規程（平成 21 年滋賀県教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 19 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正

別表第 1 事務局における共通専決事項の表 21 の部 1 の項中「所属」を「所管」に改め、同部 7 の項中「第 15 条第 3 項」を「第 15 条第 2 項」に改める。

別表第 2 第 1 号の表 12 の部 4 (3) の項を削り、同部 4 (4) の項中「第 12 条」を「第 11 条」に改め、同項を同部 4 (3) の項とする。

付 則

この訓令は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

「滋賀県教育委員会事務専決規程」の一部改正について

1 改正の理由

滋賀県教育財産管理規則(昭和40年滋賀県教育委員会規則第9号。以下「教育財産規則」という。)ならびに高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法律」という。)および高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号。以下「施行規則」という。)の一部改正に伴い、滋賀県教育委員会事務専決規程(平成21年滋賀県教育委員会訓令第1号)の一部を改正する。

2 主な改正内容

【教育財産の管理関係】

教育財産規則第3条の改正に伴い、事務局における共通専決事項表21の「1 教育財産の所属の決定(第3条)」について、「所属」を「所管」に、「7 教育財産の4日以上の使用または異例に属する使用の許可(第15条第3項)」について、「第15条第3項」を「第15条第2項」に改める。(別表第1関係)

【高等学校等就学支援金関係】

事務局における個別専決事項表12の「(3)就学支援金の支払の一時差止(第9条)」について、法律第9条の改正に伴い、当該項目を削除する。

「(4)就学支援金の支給実績証明書の発行(第12条)」について、施行規則第12条の改正に伴い、「第12条」を「第11条」に改める。

(別表第2関係)

※詳細は新旧対照表を参照

3 施行日

令和8年7月1日

滋賀県教育委員会事務専決規程新旧対照表

旧							新									
本則・付則 省略							本則・付則 省略									
別表第1 事務局における共通専決事項							別表第1 事務局における共通専決事項									
事務の種類	事項	合議先	専決できない事項	専決する者			摘要	事務の種類	事項	合議先	専決できない事項	専決する者			摘要	
				教育次長	課長	係長						教育次長	課長	係長		
1～20	省略							1～20	省略							
21 滋賀県教育財産管理規則(昭和40年滋賀県教育委員会)	1 教育財産の 所属 の決定(第3条)		○					21 滋賀県教育財産管理規則(昭和40年滋賀県教育委員会)	1 教育財産の 所管 の決定(第3条)		○					
	2～6 省略								2～6 省略							
	7 教育財産の4日以上の使用または異例に属する使用の許可(第15条第3項)		○						7 教育財産の4日以上の使用または異例に属する使用の許可(第15条第2項)		○					

規則第 9号)の 施行に 関する 事務	8 省略			○				
22~24	省略							

別表第2 事務局における個別専決事項

(1) 教育総務課個別専決事項

事務の種 類	事項	合議 先	専 決 で き な い 事 項	専決する者			摘要
				教 育 次 長	課 長	係 長	
1~11	省略						
12 修学 支援に 関する 事務	1~3 省略 4 高等学校等就学 支援金の支給に関 する法律（平成22 年法律第18号）の施						

規則第 9号)の 施行に 関する 事務	8 省略							
22~24	省略							

別表第2 事務局における個別専決事項

(1) 教育総務課個別専決事項

事務の種 類	事項	合議 先	専 決 で き な い 事 項	専決する者			摘要
				教 育 次 長	課 長	係 長	
1~11	省略						
12 修学 支援に 関する 事務	1~3 省略 4 高等学校等就学 支援金の支給に関 する法律（平成22 年法律第18号）の施						

行に関すること。						
(1)～(2) 省略						
<u>(3) 就学支援金の 支払の一時差止 (第9条)</u>				○		
<u>(4) 就学支援金の 支給実績証明書 の発行(高等学校 等就学支援金の 支給に関する法 律施行規則(平成 22年文部科学省 令第13号) <u>第12 条</u>)</u>				○		
5～6 省略						

(2)～(8) 省略

行に関すること。						
(1)～(2) 省略						
(削除)						
<u>(3) 就学支援金の 支給実績証明書 の発行(高等学校 等就学支援金の 支給に関する法 律施行規則(平成 22年文部科学省 令第13号) <u>第11 条</u>)</u>				○		
5～6 省略						

(2)～(8) 省略

別表第3 省略

別表第3 省略